

受付期間：令和8年10月1日(木)～令和8年10月14日(水)

1. 職種・区分・受験資格・採用予定者数

◆令和9年4月1日採用予定(原則)

職 種	区 分	受 験 資 格		採用 予定者数
技術職 (土木)	上級	昭和 61 年4月2日 以降に生まれた方	以下の要件のいずれかを満たす方 ①学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、土木を専攻する学部・学科を卒業しているか、令和9年3月31日までに卒業見込みの方 ②1級土木施工管理技士資格または2級土木施工管理技士資格を有しているか、令和9年3月31日までに取得見込みの方で、大学卒業程度の学力を有する方	2名 程度
幼稚園教諭・保育士			保育士(地域限定保育士を含む。)資格と幼稚園教諭免許の両方を有しているか、令和9年3月31日までに両方の資格を取得見込みの方	2名 程度

※受験資格を有しないと判断した時は、申込受付を取り消す場合があります。

※疑義がある場合は、事前に人事課までお問い合わせください。

※複数の職種への併願はできません。

2. 申込方法

◆オンライン申込 下記 URL 又は QR コードから申し込んでください。

申込方法	https://logoform.jp/form/jrTD/1802133	
申込期間	令和8年10月1日(木)から令和8年10月14日(水)まで	

※窓口、郵送での申込受付は行いません。

◆申し込みから採用まで ※申し込み状況等により変更する場合があります。

【技術職(土木)】			
申 込	1次試験	2 次試験	名簿登載・採用
10月1日～ 10月14日 オンライン申込	10月16日～ 10月25日 基礎能力検査 (テストセンター方式)	11月下旬 ・面接 ・論文	
【幼稚園教諭・保育士】			
申 込	1次試験	2 次試験	3次試験
10月1日～ 10月14日 オンライン申込	10月16日～ 10月25日 基礎能力検査 (テストセンター方式)	11月下旬 ・集団考査 ・実技試験	12月下旬 ・面接 ・論文

3.試験の実施方法等

◆1次試験 <基礎能力検査(テストセンター方式)>

日 時	令和 8 年 10 月 16 日(金)から 10 月 25 日(日)までの間で、都合の良い日を選んで予約のうえ、受験していただきます。
場 所	受験者が選択する全国のテストセンター
試験方法	基礎能力検査およびパーソナリティ検査

◆2次試験

・日時・場所については、1次試験合格者に通知します。

【技術職(土木)】

▽面接・論文

【幼稚園教諭・保育士】

▽集団考査

▽実技試験

◆3次試験

・日時・場所については、2次試験合格者に通知します。

【幼稚園教諭・保育士】

▽面接・論文

※「幼稚園教諭・保育士」については、申込状況等により、2次試験は集団考査を実施せず、実技試験のみとする場合があります。

※上記のとおり変更する場合は、1次試験合格者への通知において、お知らせします。

◆合否の決定・発表

- ・合否にかかわらず、受験者全員に郵送により通知するほか、合格者の受験番号を市ウェブサイトおよび市役所の掲示場(南側玄関前)に掲示します。
- ・各試験の合否は、各試験の結果を総合的に判定して決定します。

4. 提出書類

◇【技術職(土木)】 2次試験受験時に提出

◆【幼稚園教諭・保育士】 3次試験受験時に提出

職 種	区 分	提出書類
技術職 (土木)	上級	次のいずれかの書類 ①大学の卒業証明書(卒業証書の写しも可)または卒業見込証明書 ②1級土木施工管理技士資格または2級土木施工管理技士資格を有していることを証明する書類
幼稚園教諭・保育士		次の①②両方の書類 ①保育士証の写しまたは保育士資格取得の見込みを証明する書面(卒業見込証明書等) ②幼稚園教諭免許証の写しまたは幼稚園教諭免許取得の見込みを証明する書面(卒業見込証明書等)

※提出書類は、採用に関する事務以外に使用しません。

※後日、原本を確認させていただきます。

5. 採用まで

◆健康診査

- ・指定項目に基づく健康診査を各自受診していただきます。

◆合格判断等

- ・最終合格者は、職種区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載されます。この名簿は1年間(1年以内に新しい名簿を作成したときは、そのときまで)有効です。

◎次の場合は、同名簿から削除します。

- ・受験資格がないことや受験申込時の入力事項が正しくないことが判明した場合。
- ・学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称がある場合。
- ・羽曳野市から対応を指示された令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づく犯罪事実確認に必要な手続等に対応しない場合。

◎次の場合は、同名簿から削除することがあります。

- ・健康診査により職務に堪えないと本市の嘱託医が判断した場合

◎最終合格者発表時において、採用候補者名簿に補欠登録をする場合がありますが、補欠登録を受けた方は、合格者に欠員が生じた場合に限り、繰り上げ採用の対象となります。

◎幼稚園教諭・保育士について

- ・当該職種における業務に従事するにあたっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、羽曳野市の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・このため、あらかじめ採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

◆採用時期

- ・令和9年4月1日採用を原則としますが、本市の職員構成を考慮し、令和8年度中(令和9年2月1日～令和9年3月1日)に採用時期を前倒しして採用することが可能な場合があります。最終合格者には、採用時期について意向確認をさせていただきます。

◆成績開示

- ・試験を有効受験し不合格となった方のみ、成績(総合得点・得点順位・合格者数)を記載して送付します。
- ※途中で棄権した方には、通知しません。

6. その他

◆給与・勤務条件等(令和8年9月1日現在)

初任給	(大学卒) 266,112 円 (短大卒) 252,672 円 (高校卒) 238,672 円 ※地域手当 12%を加えています。 ※初任給以外に時間外勤務手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末勤勉手当(6月・12月に支給) が支給されます。 ※採用前の職歴等に応じて初任給が加算されます。
勤務時間	午前9時から午後5時 30 分まで(休憩 45 分間) ※勤務場所等により異なる場合があります。
勤務場所	羽曳野市役所、保育園・幼稚園・こども園 等
休日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始 ※勤務場所等により異なる場合があります。
休暇	年次有給休暇(1年度 20 日間)、特別有給休暇(結婚、忌引 等)
福利厚生	大阪府市町村職員共済組合(健康保険、年金等)、職員福利厚生会、公務災害補償制度

7. 最近の採用試験実績

採用時期	1次試験実施時期	職種	募集人数	受験者数	合格者数
令和7年4月1日	令和6年9月	事務職(社会福祉)	2	14	2
		事務職(心理)	1	5	2
		保健師	2	22	2
		幼稚園教諭・保育士	4	16	5
令和8年4月1日	令和7年5月	事務職(上級)	10	72	10
	令和7年4月	技術職(土木)	2	5	2
		技術職(建築)	2	2	1
	令和7年9月	幼稚園教諭・保育士	5	20	4
	令和8年2月	幼稚園教諭・保育士	1	4	1

8. 受験にあたっての注意事項

◆注意事項

- ・地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方は、受験できません。
- ・資格、免許その他の条件を満たさなかった方は、この試験において得た一切の資格を失います。
- ・今回募集する試験において、複数の試験区分への申し込みや申込後の試験区分の変更はできません。
- ・採用予定者数は、予定であり、受験者の成績により変動します。
- ・試験内容に関しては、記載してあること以外はお答えできません。

【問い合わせ先】

〒583-8585 羽曳野市誉田4丁目1番1号
羽曳野市 総務部 人事課 人事研修担当
電話番号 072-958-1111(内線 3421)
Mail jinji@city.habikino.lg.jp

羽曳野市では、本市への就職を希望する皆様が安心して就職活動を行える環境を確保するため、羽曳野市長等及び職員のハラスメントの防止等に関する条例を改正し、就職希望者等に対してセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化しました。

また、以下のとおり就職活動等に関するルールや相談窓口を設置していますので、本市における就職活動等においてセクシュアル・ハラスメントにあたる言動を受けたと感じた場合や、お気づきの点があった場合はご相談ください。

◆ 就職活動等に関するルール

- (1)就職希望者等と面接、面談を実施するにあたっては、適正な時間帯及び市庁舎や勤務場所となる出先機関といった公的な場所を指定します。
- (2)就職希望者等と面接、面談を実施するにあたっては、原則複数名の職員で対応します。
やむを得ず1対1となる場合は、他の職員等の目が行き届くオープンな空間で実施します。
- (3)就職活動等に際し、私的な接触は行いません。

◆ 相談窓口

Tel:072-958-1111(代表)

以下所属と内線番号をお伝えください。

- ・羽曳野市総務部人事課<<内線:3432・3421・3420>>
- ・羽曳野市学校教育部教育政策課<<内線:4110・4120>>
- ・羽曳野市水道局総務課<<内線:5030・5020>>
- ・羽曳野市市民生活部人権推進課<<内線 1052>>